

声 明

京都新・生存権裁判（生活保護基準引下げ違憲訴訟）京都地裁判決について

2021（令和3）年9月14日

京都新・生存権裁判原告団

京都新・生存権裁判弁護団

京都新・生存権裁判を支援する会

いのちのとりで裁判全国アクション

生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、京都地方裁判所第3民事部（増森珠美裁判長）は、京都新・生存権裁判において、原告らの請求を棄却する不当判決を言い渡した。

本訴訟は、京都市内の生活保護利用者42名が、国及び京都市を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする各保護変更決定処分（生活保護基準引下げ）の取消等を求めた裁判である。全国29地裁で提起された同種訴訟では、2020年6月25日の名古屋地裁判決（請求棄却）、2021年2月22日の大阪地裁判決（請求認容）、札幌地裁及び福岡地裁（請求棄却）に続く5件目の判決である。

本判決は、生活保護基準の決定に関する厚生労働大臣に広汎な裁量を認めた上、本件各引下げ処分は裁量の範囲内であると認定し、原告の請求を棄却した。

本判決は、最高裁平成24年2月28日判決において判示された「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」を一切判断基準に入れず、また、生活保護法8条2項所定の事項を考慮することが義務づけられないとする点などで、厚生労働大臣の無限定な裁量を認めた。

しかも、本判決は、原告の生活実態に全く触れていない点でも、裁判所が原告らの置かれた厳しい生活実態に真摯に向き合わなかったと厳しく批判せざるを得ない。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性をも明らかにした。それにもかかわらず、生活保護費10%削減という自民党の政権公約を実現する目的でなされた今般の引下げを安易に追認した本判決は、行政を追認して司法の役割を放棄したものに等しく、到底容認できるものではない。

私たちは、被告らが生活保護基準を引下げられた全ての生活保護利用者に対し真摯に謝罪し、速やかに2013年引下げ前の生活保護基準に戻し、生活保護利用者の健康で文化的な生活を保障するまで断固として闘い抜く決意である。

以上